

# 特許庁委託事業

## ロシア・ライセンスマニユアル

2018年3月

日本貿易振興機構  
知的財産課  
モスクワ事務所

## 3 技術ライセンス

### 3.1 技術ライセンスの交渉に関する一般知識

技術ライセンス契約の交渉に関する世界知的所有権機関（WIPO）のマニュアルに記載されている通り、技術ライセンス契約の交渉は、「ライセンサーが特定の条件に基づきライセンサーの技術の使用権を付与し、ライセンシーが当該使用権を取得する契約の締結に至るための技法である。その目的は、相互に納得でき、かつ最終的に有意義な今後の関係のための基礎を形作ることである。」<sup>34</sup>

交渉プロセスは複数の段階に明確に分けられる。

- (i) **準備**：契約相手の調査、交渉相手との事前連絡、交渉チームの編成、文書の交換、交渉スタンスの確立
- (ii) **交渉**：主導権の奪取、建設的な対話の実現、最終的な合意の達成
- (iii) **交渉後**：打合せの議定書の作成、文書の起草

交渉においては、以下の主要原則に注意を払わなければならない。

- (i) 交渉は妥協案を見出すためのものであり、勝敗を決めるための競争ではない。
- (ii) 交渉の目標は、事業問題の解決であり、いずれの当事者が正しいか、またはいずれの当事者に力があるかを証明するためのものではない。
- (iii) 「双方にメリットのある」状況でのみ、交渉は成功する。譲歩なくして成功は不可能である。

交渉の計画段階で、交渉のプロセスにおいて注意を払うべき主な分野を以下に示す。

#### 3.1.1 自己分析

交渉の準備において、自社の事業目的を分析し、ライセンス契約がこの目的に合致しているかどうかを判断することが重要である。

#### 3.1.2 契約相手の調査

契約相手（ロシア企業）の調査を行う際の主な分野を、本書の第 3.2.1 号に記載する。

#### 3.1.3 交渉チームの編成

交渉チームのメンバーの個性と能力は、メンバーが交渉チームで担う役割に影響を与える場合がある。

---

<sup>34</sup> 価値の交換 – 技術ライセンス契約の交渉：トレーニング・マニュアル（国際貿易センター（ITC）、WIPO（2005年））

そのため、以下の通りメンバーを決定することが推奨される。

- (i) 中心的な主張者を誰が務めるか。交渉には同席するが補助的または二次的な役割を務める者を誰にするか。
- (ii) 発生する問題を解決する権限を誰が持つか。
- (iii) 発生する実務的な問題（支出可能な金額、技術サービスへの確約内容、技術的要件の内容など）を把握する役割を誰が務めるか。
- (iv) 法律顧問を誰にするか。
- (v) 契約書の起草または相手方からの草案および変更への対応の責任者を誰にするか。

交渉チームのメンバーは、説得、対立の解決および問題解決などの任務を担う場合がある。

効果的なチームを構成するには、弁護士、事業に精通している者および斬新な意思決定を行うことができる者をメンバーに含めるものとする。

メンバーについて、事業の詳細や全体の事業状況に関して十分な知識がない、感情的すぎる、または責任を負うのを恐れるなど、ある種のリスクが生じるため、チームのメンバーは慎重に選ばなければならない。

#### 3.1.4 交渉案の作成

主要な論点（条件）、つまり重要な事業およびライセンスの法的条件については、条件規定書の形式で記載することができる。

条件規定書とは、「事業条件」に重点を置いてライセンスの主要な条件を記載した概要書である。

条件規定書の最も重要な目的は、技術ライセンスにおける複雑かつ多くの論点を分類し、抜けがないよう確認し、問題を発見することである。条件規定書によって、最悪の場合の代案を検討し、主要な各条件に関して譲歩できるか否かを判断することもできる。

一貫した立場を取ることができるよう、社内の認可および反応、提案や承認を得るために、社内（自社の内部のみ）で、条件規定書を秘密裡に回覧することは重要である。これを行うことにより、交渉の過程で、複数のチーム・メンバーが矛盾した発言をするような状況を回避できるほか、チーム・メンバーが交渉の目的を把握する上でも役立つ<sup>35</sup>。

#### 3.1.5 交渉戦略の選択

この段階においては、何を基準として成功とみなすかを確認すること、すなわち「最高ライン」と「最低ライン」を決めることが極めて重要である

---

<sup>35</sup> 技術ライセンス許諾の成功（2015年 WIPO マニュアル）

「最高ライン」とは、交渉において最初に定めるべき条件一式を意味し、挑戦的または理想的な立場を示す。一方「最低ライン」とは、合意を要し、合意がなければ契約の目的を実現できない条件一式を意味する<sup>36</sup>。

交渉戦術の一環として、以下のルールを適用することが推奨される。

- (i) 交渉相手の主張に耳を傾け、交渉相手の提案に最大限同意する。
- (ii) 「調停役」の立場と「挑戦的な」アプローチを使い分ける。
- (iii) いわゆる「交渉の切り札」（交渉相手にとって有利な代替提案）を用意する。

### 3.1.6 交渉場所の選定

- (i) **自社が所在する地域での交渉** 自社の地域で交渉する場合のメリットは、安心でき、場所の設定が便利であり、休憩中にプロセスに影響を与えることができる点である。必要に応じて、インターネット、ファックス、秘書などを手近で利用できる。
- (ii) **交渉相手が所在する地域での交渉** 交渉相手の地域で交渉することにより、自社の意向が真剣であることを示し、交渉相手への敬意を強調することができる。ただし同時に、交渉相手の地域での交渉は、交渉相手に有利な条件を与える可能性がある。
- (iii) **中立的な地域での交渉** 中立的な地域での交渉は、いずれの側にとっても有利とならないため、両者が相当な緊張関係にあり、両者とも自社の地域で交渉を行う有利性を相手に与えたくない状況、または両者の条件を平等とするために、交渉の中で平等性を最大限に確保する必要がある状況では、この選択肢が広く利用される。ただし、交渉場所は適切に選定しなければならない。

---

<sup>36</sup> 技術ライセンス許諾の成功（2015年 WIPO マニュアル）

## 3.2 ロシア企業と技術ライセンスについて交渉を行う際のヒント

### 3.2.1 ロシア企業の特定

交渉相手となる企業の状態を確認するための標準的な規則および基準は存在しない。

ロシア企業に関する情報を収集する最も一般的な方法としては、以下が挙げられる。

- (i) 交渉相手に対して、必要な情報のうちトレード・シークレットに分類されないものを要求する。
- (ii) 連邦政府機関（例えば FTS ([www.nalog.ru](http://www.nalog.ru))）のウェブサイト上で提供されているサービスを利用する。
- (iii) 法律違反に関して国の諸機関に要求を申請する（税金や手数料に関する税務当局への申請など）。

交渉相手がロシア企業である場合に、交渉相手の状態を確認するために企業が取るべき基本的な手段は、主に以下の通りである。

#### (1) 相手企業からの法的文書の入手

相手企業から入手可能な標準的な文書パッケージには以下が含まれる。

- (i) 組織の設立許可書の写し
- (ii) 国家登録証明書の写し
- (iii) 税務当局への登録証明書の写し

#### (2) 法人の統一国家登録の抄本の入手

EGRUL の正式な抜粋および税金の滞納がないことに関する記録は、FTS に要求しなければならない。

ただし、大規模な取引に関しては、記録の信頼性を確認するために FTS に正式な要求を行うことが推奨されるが、その他の取引に関しては、FTS のウェブサイト上で抜粋を確認すれば十分である。

#### (3) FTS のオンライン・サービスの確認

FTS のウェブサイトでは、以下を含む多くのオンライン・サービスが提供されている。

- (i) EGRUL オンラインから抜粋を入手する<sup>37</sup>。

---

<sup>37</sup> <https://egrul.nalog.ru/>

- (ii) 相手企業が、会社設立書類に対する変更登録文書または EGRUL に含まれる（未登録の）情報を提出していないかを確認する<sup>38</sup>。
- (iii) 相手企業に関して、国家登録公報で清算、再編成等に関する決定が公表されていないかを確認する<sup>39</sup>。
- (iv) 相手企業が「一括登録」の住所に登録されていないか検索する。

#### **(4) 商事事件ファイル・データベースの確認**

ロシアの裁判所の事件に関する正式なデータベース<sup>40</sup>が存在し、そこには裁判事件の正式な最新情報が含まれている。現在、このデータベースには 2,100 万件を超える事件が登録されている。

事件のプロファイルには、事件の概要情報、その当事者、各場合における事件の時系列の出来事、訴訟行為および最終的な司法行為が記載されている。

#### **(5) 相手企業が破産していないかの確認**

契約相手となる可能性のある企業が、破産のいずれの段階にもないことを確認することは重要である（法人、個人事業主などの活動実態に関する、法的重要情報の統一連邦登録（Uniform Federal Register of Legally Significant Information））<sup>41</sup>。

#### **(6) 免許の確認**

企業が自社の活動を行うために免許の取得を義務付けられる場合、契約相手となる可能性のある企業に免許が付与されているか否かについて、免許認定機関のウェブサイト上で確認できる。なお、活動の種類ごとに、それぞれ別の免許認定機関が存在する。

#### **(7) その他**

マスメディアおよびフォーラムで、企業、その CEO またはマネージャーに関して公表されるレビューに注意を払うことが重要である。

企業の正式なウェブサイトも、相手企業に関する重要情報を検索する上で非常に有効なツールである。例えば、原則として、ウェブサイトには常に企業の顧客が掲載されているため、そうした顧客に連絡して、相手企業についての意見を確認することも可能である。

上記(1)から(7)に記載した公開されている情報源から入手できる情報の大半は、ロシア語であることに留意すること。

---

<sup>38</sup> <https://service.nalog.ru/uwsfind.do>

<sup>39</sup> <http://www.vestnik-gosreg.ru/publ/vgr/>

<sup>40</sup> <http://kad.arbitr.ru/>

<sup>41</sup> <https://se.fedresurs.ru/>

### 3.2.2 ロシアの交渉慣行の特徴

ロシアでは、法的レベルにおける交渉慣行は民法に準拠している。民法の規定は、国際的なベストプラクティス、特に、UNIDROIT 国際商事契約原則<sup>42</sup>（UNIDROIT原則）などの国際商慣習法の文書に定められた、商取引上の公正な交渉の原則を反映していることが知られている。

立法府は、「交渉プロセス」については定義していないが、交渉における弱者の保護および不正行為に関する責任の根拠を含む、主な原則を定めている。民法の規定の主な特徴は、以下の通りである。

第一に、市民および法人は、契約の締結を自由に交渉することができ、自らの行為に関連する費用を単独で負担し（契約で別途定める場合を除き）、合意に至らなかった事実に関しては責任を負わない<sup>43</sup>。したがって、法律では、両当事者が任意の形式（口頭または書面）で交渉する自由を有すること、交渉の結果に責任を負わないことを定めている。

両当事者は交渉プロセスにおいて、すなわち交渉に入った時点から交渉が終了するまで、誠実に行動する義務を負う<sup>44</sup>。

以下の行為は不当な交渉とみなされる場合がある<sup>45</sup>。

- (i) 交渉相手に不完全または不正確な情報を提供すること（契約の性質により交渉相手に伝えなければならない状況を伝えないことを含む）
- (ii) 交渉相手が合理的に予見できない状況において、契約の締結に関する交渉を突然、不当に中止すること

当事者が合意に至ることを明らかに希望していない場合に交渉に入った場合も、不当行為とみなされる場合がある。

契約の締結時または契約締結の前もしくは後に、一方当事者が他方当事者に対し、契約の締結、契約の履行または終了において重要な状況に関して、信頼できない保証を行った場合、誠実な交渉義務の遵守を怠ったことになり、状況に関する信頼できない保証について、契約に定める損害賠償または違約金の支払いという形で責任を問われる場合がある。

さらに、契約の締結に関する交渉を不誠実に実施または中断した当事者は、他方当事者に対し、発生した損失を補償するものとする。

契約の交渉に関連して、かつ第三者との契約締結の機会の喪失に関連して他方当事者に損失が生じた場合、不当な行為を犯した当事者は、当該損失額を補償する。

---

<sup>42</sup> 私法統一国際協会（UNIDROIT）が2010年にローマで発表した、UNIDROIT 国際商事契約原則 2010（<http://www.unidroit.org/english/principles/contracts/principles2010/integralversionprinciples2010-e.pdf>）

<sup>43</sup> 民法第 434.1 条第 1 項

<sup>44</sup> 民法第 434.1 条第 2 項

<sup>45</sup> 民法第 434.1 条第 2 項

交渉における不当な行為（およびその結果生じる、信頼性を欠く保証）に関する契約は無効とみなされるため、両当事者は、当該行為に対する責任を制限することはできない<sup>46</sup>。

ただし、両当事者は、交渉方法を制限する契約を締結することができ、当該契約に、誠実な交渉の実施に関する要件を明記し、交渉費用その他の類似の権利および義務の割当手順を定めることができる。交渉手順に関する契約では、当該契約に定める条項に違反した場合の違約金を定めることができる。

当該契約には、以下の条項を含めることが通例である。

- (i) 両当事者、その権限
- (ii) 交渉の主題
- (iii) 交渉の開始（通知の送付など、交渉の開始方法）
- (iv) 日程、スケジュール、期間の延長または短縮の可能性
- (v) 交渉チーム、両当事者の契約締結責任者の連絡先情報
- (vi) 交渉場所
- (vii) 情報の交換方法
- (viii) 秘密保持
- (ix) 善意（不当な制裁とみなされ得る行為の説明）
- (x) 交渉を開始するために満たすべき前提条件（本条項で両当事者は、保証について定め、それに依拠することができる）

契約締結に関する交渉中に、一方当事者が他方当事者から秘密として伝えられる情報を受領した場合、当該当事者は契約が締結されるか否かにかかわらず、当該情報を開示すること、および自らの目的のために不適切にこれを使用することを差し控える義務を負う。この義務に違反した場合、違反当事者は他方当事者に対し、秘密情報の開示または不適切な使用に起因する損害を賠償しなければならない<sup>47</sup>。

交渉手順を開始するための必須条件として、当事者は、商業的価値を有する秘密情報の開示リスクを防ぐために、秘密保持契約（NDA）の締結を提案することができる。技術革新が早い業界では、この慣行は一般的に行われている。

原則として、NDAには、NDAの締結によって保護される秘密情報の内容（保護される情報の範囲および受領者による当該情報の使用目的）を記載する。

NDAには通常、知的財産の対象およびそれらに関して開示者から提供される情報について、情報の受領者がいかなる権利も取得しないことも定める。さらに、NDAには、受領者による秘密情報の使用および移転に関する制限（移転先の第三者への移転の条件など）について定めることが推奨される。

---

<sup>46</sup> 民法第 434.1 条第 5 項

<sup>47</sup> 民法第 434.1 条第 4 項



両当事者が NDA または交渉に関する契約を締結することを決定した場合、契約の署名者に署名権限があるか否かを確認することが強く推奨される。これは、会社の設立関連書類または委任状を確認することにより可能である。

### 3.3 ロイヤルティ金額の計算方法

ロシアの民法および税法では、ロイヤルティ計算の背後にある規模および／または原則に関する必須要件は定められていない。当事者は適切であると考えられる条件を契約書に定めることができる。

ライセンス料の支払いは、以下を含め、あらゆる形式が認められている。

- (i) 一回の定額払い（いわゆる一括払い）
- (ii) 定額・定期払い
- (iii) ライセンシーが技術を使用して得た製品の売り上げまたは利益に対する一定の割合に相当する額（いわゆるランニング・ロイヤルティ）
- (iv) 上記の方法の組み合わせまたは他の方式（例えば、一定額の初回ロイヤルティとランニング・ロイヤルティを組み合わせるなど）<sup>48</sup>

利益に対する一定の割合の形でロイヤルティを設定する場合、技術を採用した製品の売り上げがない（ライセンシーの過失による場合も含む）ことを理由に、ライセンサーが十分な料金を受け取ることができない可能性があるというリスクが生じる。したがって、契約により、ライセンシーが支払いについて銀行保証を取得し、ライセンス許諾された物が使用されなかった場合でも最低保証料を支払うことを義務付けることができる<sup>49</sup>。

定額料金の支払いは、定額料金ベースのライセンス契約に基づく支払いがまさに使用権の付与と引換に行われるため、ライセンシーが実際に技術を使用するか否かに左右されない。

この点で、定額払いを設定する場合、ライセンシーによる料金回収のための請求は、ライセンシーが技術を使用しないことを理由に拒否されることはない。ただし、両当事者は、ライセンス料金表（例えば、商品の生産数量もしくは販売数量または提供したサービスの量を基準とするなど）を定めることができる。

ロイヤルティの金額と計算方法に関して唯一制限の可能性があるとすれば、それはロシアの移転価格ルール（ロシア税法第 V.1 条）にある。当該ルールによると、ある条件に基づき関連会社間で締結されたライセンス契約は、「支配された取引」として扱われ、その移転価格は、FTS により独立企業原則の遵守について調査を受けることがある。

移転価格ルールは、価格操作による税逃れと闘うための広く評価された方法である。ルールのロシア版は主に OECD（経済協力開発機構）ガイドラインに準拠している（例外もいくつかある）。このルールの基礎は、関連当事者間取引の契約価格は独立企業間の価格でなければならない、すなわち同じ商品、サービスまた

<sup>48</sup> 民法第 1235 条第 5 項

<sup>49</sup> I.A. Zenin. 学士号プログラムのための知的財産権／第 9 版／改定版 - M.: Urait Publishing House. 2015, p. 482

は権利に対し、独立した当事者であれば同様の状況において両者間で行う取引において合意したであろう契約価格に相当する額でなければならないとする考え方である。そうしなければ、関連当事者（支配された取引の当事者）は、移転価格の調整や法人税の追加査定という形で税に関する負の影響を受けることもある。

ただし、このルールはロイヤルティの決定に際して当事者が使用すべき要因を厳密に定めているわけではない。移転価格の設定方法によって契約の移転価格や契約当事者の財務成績を、独立当事者間の同様の取引や独立当事者の財務成績と比較する場合に、ロイヤルティ支払いに関する契約の財務上および商取引上の条件をすべて考慮しなければならないということを示唆しているにすぎない。

したがって、両当事者は、例えばライセンスの種類（独占的または非独占的）、使用方法、ライセンス期間、対象地域、技術の成熟度、製品市場予測、技術の寿命の短期性、製品販売の範囲など、商取引上の要件を満たすあらゆる決定要因を自由に選択しつつ、ライセンス料を決定することができる。

移転価格の調整はいかなる率であれ関連するライセンス契約の法的効力を損なってはならず、無効化の根拠にはなり得ないことに留意することが重要である。実際に支払われるロイヤルティの金額は、たとえ独立企業基準から逸脱し、税負担増につながる可能性があるとしても、同じである。

また、FTS はロシア企業から外国の親会社または「姉妹」会社（外国の関連会社）に対するロイヤルティの支払いを定めたライセンス契約に対して細心の注意を払うことにも注意しなければならない。ロイヤルティ金額および／またはその背後にある決定要因が明らかに不合理であり、経済的に不当である場合、FTS は、ロシア所得税の目的において税控除に異を唱える可能性がある。

軍事目的、特殊目的または二重目的を持つ知的活動の成果に関する権利は、ロシア連邦に帰属するものであり、その権利の付与に対して支払われるロイヤルティ額の徴収に関する特別な手続きは 2012 年 12 月 10 日付ロシア特許庁令第 157 号《軍事使用権、特殊使用権または二重使用権を持つ知的活動の成果を使用する権利はロシア連邦に帰属するものであり、その権利の付与に対するロイヤルティ徴収手続き、その最大規模、支払条件、支払免除理由、規模の縮小または返却に係る承認に関する庁令》に定められていることに留意すること。

### 3.4 技術ライセンス契約書の起草時に留意すべき事項

以下は、両当事者が技術の使用に関連するライセンス契約に通常盛り込むと思われる重要な条件および条項をまとめたものである。

契約条項	説明
契約の主題	技術ライセンス契約の主題は、統一技術を使用する独占的権利または非独占的権利である。
使用方法	統一技術の使用手段は、統一技術の目的、種類および範囲、ならびに保護の有無を問わず知的活動の成果を使用する方法によって異なる。
対象地域	使用地域は、契約当事者が決定する。
対価	契約に基づく対価は、有償ライセンス契約に不可欠な条件である。
契約期間	ライセンス契約には、使用権が付与される期間を明記することができる。

契約書に定めることができるその他の条件、すなわち両当事者の権利および義務、秘密保持、賠償責任などについては本書の第 4.5.1 号を参照されたい。

技術ライセンスに関する裁判所の慣例は広範囲ではなく、安定していないことにも留意すべきである。ロシア連邦には広く普及する慣例は存在しない。実際の契約においてこうした知的財産物が活用し尽くされていないことが原因の一つと考えられる。

本書作成日現在、統一技術に対する権利に関連する事例、例えば統一技術に対する権利の認識に関する事例はほとんどない<sup>50</sup>。ライセンス契約の条項が不十分であることに起因する損失、ライセンス契約の独占性、第三者権利に対する非侵害性の保証について賠償責任関連の事例は見受けられない。ただし、本書の第 1.1.1 号に記載するように、統一技術は、客観的な形で表現される科学的・技術的活動の成果であり、発明、実用新案、工業意匠、コンピューター・プログラム、その他知的活動の成果を含む可能性を考慮すると、こうした対象に伴う同様の問題に関する事例は別途存在する。

#### ライセンス契約の不十分な条項に関する事例

A 社は、国有企業と委託契約を締結し、同契約に基づき A 社は国際契約の締結のために軍用品を生産する義務を負うことになった。この委託契約の締結を目的と

<sup>50</sup> 訴訟番号第 A56-51461/2009 号に関する第 13 商事上訴裁判所の 2010 年 2 月 15 日付決議

して、国有企業はロシアの軍事技術を使用する権利に関するライセンス契約の締結を提案し、ロイヤルティの支払いは 650 万ドルで確定された。

ライセンス契約の締結後、A 社は、同社の見解によるとロイヤルティ金額が高すぎるため、ロイヤルティの条件への異議申立を試みた。こうした事情から、ライセンス契約は厳しい交渉であった。

しかし裁判所は、A 社の請求を認めることを拒否し、両当事者は自由意志により当該条件に基づいてライセンス契約を締結する意思を表明したという結論に至った<sup>51</sup>。

### ライセンス契約の独占性に関連する事例

A 社が所有するある特許がロシア特許庁により取り消しされた。B 社は非独占的ライセンスに基づいて当該特許を使用していたため、特許を再び有効にするためにロシア特許庁の決定を不服として上訴した。

しかし裁判所は、上訴を却下し、B 社は非独占的ライセンシーであったため、ロシア特許庁の決定を不服として上訴する権利を有していないと指摘した<sup>52</sup>。

### 第三者権利に対する非侵害性の保証に関連する事例

A 社は美術品の使用に関し、美術品の権利者と非独占的ライセンス契約を締結した。契約には、第三者の権利を侵害しない旨の保証が含まれていた。後に、権利者が同じ美術品に関して B 社と独占的ライセンス契約をすでに締結していたことが明らかになった。その結果、B 社は美術品に対する権利の侵害につき賠償を求めて A 社に対し訴訟を提起した。

請求の主張として、A 社は、美術品の権利者との間で締結された、第三者権利の非侵害性の保証に関する条項を含む契約に言及しようとしたが、裁判所は、この契約と非侵害性条項により、先行の独占的ライセンシーとして美術品を第三者による使用から保護する B 社の権利は無効とはならないと述べた。その結果、裁判所は、A 社が美術品に対する権利を侵害したことを認め、違約金を科した。A 社は権利者に対する償還請求を提起しようとしたが、その時点で権利者（作者）はすでに死亡していた<sup>53</sup>。

---

<sup>51</sup> 訴訟番号第 A40-36331/2014 号に関する知的財産裁判所の 2017 年 7 月 5 日付決議第 C01-610/2015 号

<sup>52</sup> 訴訟番号第 A40-2350/13 号に関するロシア最高裁判所の 2014 年 12 月 18 日付判決第 305-9C14-2253 号

<sup>53</sup> 訴訟番号第 A40-93293/2013 号に関する知的財産裁判所の決議第 C01-618/2014 号

【特許庁委託】

ロシア・ライセンスマニュアル

【著者】

Goltsblat BLP

【発行】

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL: 03-3582-5198

モスクワ事務所

5, Bryanskaya st., Moscow, 121059, RUSSIAN FEDERATION

TEL: +7-495-580-7320

2018 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2018 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。